



長野県報

3月31日(金)
平成18年
(2006年)
号外

目次

規 則

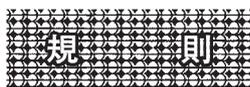
長野県組織規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）	2
事務処理規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）	25
知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）	30
長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）	31
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育振興課）	31

告 示

政治資金規正法事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	34
政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）	34
長野県選挙管理委員会規程の一部改正（選挙管理委員会）	34
長野県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部改正（監査委員事務局）	34

公 告

長野県労働委員会規程の一部改正（労働委員会事務局）	34
---------------------------	----



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第32号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第27条の8」を「第27条の11」に、「第30条の3」を「第30条」に、「第51条の13」を「第51条の12」に、「危機管理室」を「危機管理局(第51条の13・)」に、「第51条の18」を「第51条の23」に、「第9款 消防学校(第78条・第79条)」を

「第9款 消防学校(第78条・第79条)

第9款の2 消防防災航空センター(第79条の2・第79条の3)」

に、「身体障害者リハビリテーションセンター」を「県立総合リハビリテーションセンター」に、「第36款 削除」を「第36款 諏訪湖事務所(第150条―第151条の2)」に、

「第44款 農業大学校(第171条―第173条)」を

「第43款の2 木曾農林振興事務所(第170条の2―第170条の4)

第44款 農業大学校(第171条―第173条)」

に、「砂防事務所」を「commons・砂防センター」に、

「第61款 県都市公園(第231条―第234条)」を

「第61款 県都市公園(第231条―第234条)

に改める。

第62款 会計センター(第234条の2―第234条の4)」

第3条の見出し中「課」を「チーム」に改め、同条中「課を」を「チームを」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 総務部

市町村チーム 職員サポートチーム 事務サービスチーム
財産活用チーム 県税チーム 情報公開・法規チーム 情報政策チーム 統計チーム

(2) 社会部

福祉健康政策チーム commons福祉チーム 長寿福祉チーム
障害福祉チーム 障害者自律支援チーム こども・家庭福祉チーム 労働福祉チーム

(3) 衛生部

医療チーム 県立病院チーム 健康づくりチーム 食の安全・生活衛生チーム 業務チーム

(4) 生活環境部

地球環境チーム 自然保護チーム 水資源チーム 生活排水対策チーム 水と土・郷づくりチーム 森林づくりチーム 廃棄物対策チーム 廃棄物監視指導チーム 生活文化チーム

(5) 商工部

産業政策チーム ビジネス誘発チーム 産業技術支援チーム
雇用・人材育成チーム

(6) 農政部

農業政策チーム 農業生産振興チーム

(7) 林務部

林業振興チーム 信州の木利用推進チーム

(8) 土木部

県土活用支援チーム 都市計画チーム 道路チーム 河川チーム 砂防チーム

(9) 住宅部

建築まちづくりチーム 住宅チーム 建築技術チーム

第3条の2から第3条の4までを削る。

第3条の5中「秘書広報チーム 信州コールセンターチーム 政策促進チーム commons・地域政策チーム」を「秘書チーム 政策促進チーム」に改め、同条を第3条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

(信州広報・ブランド室の設置)

第3条の3 経営戦略局に、前条に規定するチームのほか、信州広報・ブランド室を置く。

第3条の6の見出し中「危機管理室」を「危機管理局」に改め、同条中「第3条の2、第3条の4及び前条」を「から前条まで」に、「危機管理室」を「危機管理局」に改め、同条を第3条の4とする。

第3条の7(見出しを含む)中「危機管理室」を「危機管理局」に改め、同条を第3条の5とする。

第3条の8の見出しを「(危機管理局のチーム)」に改め、同条中「危機管理室に危機管理・消防防災課」を「危機管理局に消防チーム及び危機管理防災チーム」に改め、同条を第3条の6とする。

第4条第4号を同条第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5) commons及び地域の自律に関する政策の推進に関すること。

(6) 土地利用及び景観に関すること。

第4条第3号を削り、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 県政の広聴に関すること。

(3) 県政の喫緊の課題の総合的な調整に関すること。

第4条に次の2号を加える。

(8) 国際交流及び一般旅券の発給に関すること。

(9) ボランティア活動及びNPO活動の推進に関すること。

第4条の2を次のように改める。

(企画局のチーム)

第4条の2 企画局に次のチームを置く。

ユマニテ・人間尊重チーム 信州コールセンターチーム チームER 政策評価チーム commons政策チーム 土地・景観チーム 交通政策チーム 国際チーム NPO推進チーム

第5条の見出し及び同条第1項中「市町村課」を「市町村チーム」に改め、同項第8号中「他課」を「他チーム」に改め、同号を同項第10号とし、同項第2号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 自主的な合併を推進する市町村の支援に関すること。

(3) 市町村の自律支援に関すること。

第5条第2項を削る。

第6条から第8条までを次のように改める。

(職員サポートチーム)

第6条 職員サポートチームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 職員の保健、元気回復その他厚生福利に関すること。

(2) 職員の共済制度に関すること。

- (3) 職員(学校教職員及び警察職員を含む。次号において同じ。)の退職年金及び退職一時金並びに恩給に関すること。
- (4) 職員の公務災害補償制度に関すること。
- (5) 公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の庶務に関すること。
- (事務サービスチーム)

第7条 事務サービスチームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (2) 職員の住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の決定に関すること。
- (3) 職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条の規定による認定に関すること。
- (4) 給与及び児童手当の支払事務に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (5) 旅費の支払事務に関すること。
- (6) 職員の給与に関する事務その他の内部事務を集中的に処理するシステムの管理に関すること。
- (7) 職員サポートセンターに関すること。

第8条 削除

第9条(見出しを含む。)中「管財課」を「財産活用チーム」に改め、同条第9号を削り、同条第10号を同条第9号とする。

第10条(見出しを含む。)中「税務課」を「県税チーム」に改め、同条に次の1項を加える。

2 県税チームに、個人県民税及び個人県民税に係る付帯債権の未収金対策に関する事務をつかさどらせるため、県税収納推進センターを付置する。

第11条(見出しを含む。)中「情報公開課」を「情報公開・法規チーム」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

(情報政策チーム)

第12条 情報政策チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報化の推進に関すること。
- (2) 情報システム及び情報通信ネットワークの管理運営に関すること。

(統計チーム)

第13条 統計チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 指定統計等統計調査(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (2) 統計の普及及び啓発に関すること。
- (3) 各種の統計及び調査の調整に関すること。

第15条の見出し及び同条第1項中「厚生課」を「福祉健康政策チーム」に改め、同項第2号中「社会福祉向上対策の調査、企画及び調整」を「福祉健康政策に係る調査及び総合調整」に改め、同項第3号から第16号までを削り、同項第17号中「福祉大学校(高齢福祉課)」を「及び福祉大学校(長寿福祉チーム)」に改め、「及び社会福祉総合センター」を削り、同号を同項第3号とし、同項第18号中「他課」を「他チーム」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項を削る。

第15条の2(見出しを含む。)中「コモンズ福祉課」を「コモンズ福祉チーム」に改め、同条第4号中「社会福祉審議会(地域福祉計画専門分科会に限る。)の庶務」を「社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉」に改め、同条に次の14号を加える。

- (5) 社会福祉法人(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (6) 福祉事務所職員、社会福祉施設職員等の研修に関すること。
- (7) 福祉サービスに関する相談、評価及び助言に関すること。
- (8) 社会福祉施設等の指導及び支援に関すること。
- (9) 生活保護に関すること。
- (10) 低所得者の更生援護に関すること。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (12) 未帰還者、その留守家族、引揚者等の援護に関すること。
- (13) 死没者の公報、遺骨、遺留品、弔慰料等に関すること。
- (14) 旧軍人、軍属等の恩給等に関すること。
- (15) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (16) 戦没者の叙位及び叙勲に関すること。
- (17) 社会福祉審議会(身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を除く。)の庶務に関すること。
- (18) 社会福祉総合センターに関すること。

第16条(見出しを含む。)中「高齢福祉課」を「長寿福祉チーム」に改める。

第17条の見出し及び同条第1項中「障害福祉課」を「障害福祉チーム」に改め、同項第6号中「の庶務」を「及び障害者介護給付費等不服審査会の庶務」に改め、同項第7号中「身体障害者リハビリテーションセンター」を削り、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(障害者自律支援チーム)

第17条の2 障害者自律支援チームは、障害者の自律支援及び地域生活への移行の推進に関する事務をつかさどる。

第18条(見出しを含む。)中「青少年家庭課」を「こども・家庭福祉チーム」に改め、同条第2号中「及び寡婦」を「寡婦及び父子」に改める。

第21条(見出しを含む。)中「労政課」を「労働福祉チーム」に改める。

第24条(見出しを含む。)中「医務課」を「医療チーム」に改め、同条第14号中「他課」を「他チーム」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号を同条第15号とし、同条第12号中「及び准看護師試験委員」を「准看護師試験委員及び国民健康保険審査会」に改め、同号を同条第14号とし、同条第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 老人、乳幼児、障害者、母子家庭の母子及び父子家庭の父子の医療費の給付に関すること。
- (13) 国民健康保険に関すること。

第24条の2(見出しを含む。)中「県立病院課」を「県立病院チーム」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 県立総合リハビリテーションセンターに関すること。

第25条(見出しを含む。)中「保健予防課」を「健康づくりチーム」に改め、同条第3号中「(健康診査の管理指導に関することを含む。)」を削る。

第26条(見出しを含む。)中「食品環境課」を「食の安全・生活衛生チーム」に改め、同条第1号から第3号までを削り、同条第4号を同条第1号とし、同条第5号中「豆腐製造衛生師」を削り、同号を同条第2号とし、同条第6号から第8号までを削り、同条第9号中「の指導」を削り、同号を同条第3号とし、同条第10号中「食鳥処理場等の指導」を「食鳥処理場等」に改め、同号を同条第4号とし、同条の次に次の6号を加える。

- (5) 農業及び肥料の取締りに関すること。

- (6) 飼料の安全対策に関する事。
- (7) 家畜衛生及び動物用薬事に関する事。
- (8) 獣医衛生に関する事。
- (9) 獣医師及び獣医療に関する事。
- (10) 狂犬病予防に関する事。

第26条第15号中「及び動物愛護センター」を「動物愛護センター及び家畜保健衛生所」に改め、同号を同条第19号とし、同条第14号を同条第18号とし、同条第13号の次に次の4号を加える。

- (14) 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
- (15) そ族昆虫の駆除その他環境衛生に関する事。
- (16) 墓地及び火葬場に関する事。
- (17) 死亡獣畜の処理に関する事。

第27条(見出しを含む。)中「業務課」を「業務チーム」に改める。

第27条の3(見出しを含む。)中「地球環境課」を「地球環境チーム」に改め、同条第3号中「(環境審査に関することを除く。)」を削り、同条第10号中「及び公害審査委員」を「公害審査委員及び環境影響評価技術委員会」に改め、同条第12号中「他課」を「他チーム」に改める。

第27条の4を削る。

第27条の5(見出しを含む。)中「環境自然保護課」を「自然保護チーム」に改め、同条第3号中「環境審査」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化」に改め、同条第5号中「環境影響評価技術委員会の庶務」を「県営総合射撃場」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 野生鳥獣の被害防止対策に関する事。

第27条の5を第27条の4とする。

第27条の8の見出し及び同条第1項中「生活文化課」を「生活文化チーム」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「生活文化課」を「生活文化チーム」に改め、同項を同条第2項とし、第2章第1節第1款第4目の2中同条を第27条の11とする。

第27条の7(見出しを含む。)中「廃棄物監視指導課」を「廃棄物監視指導チーム」に改め、同条を第27条の10とする。

第27条の6(見出しを含む。)中「廃棄物対策課」を「廃棄物対策チーム」に改め、同条を第27条の9とし、第27条の4の次に次の4条を加える。

(水資源チーム)

第27条の5 水資源チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 水環境の保全に係る企画及び連絡調整に関する事。
- (2) 水資源及び水循環に関する事。
- (3) 水質の保全に関する事。
- (4) 土壌環境の保全に関する事。
- (5) 水道に関する事。
- (6) 諏訪湖事務所に関する事。

(生活排水対策チーム)

第27条の6 生活排水対策チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 生活排水処理等の企画に関する事。
- (2) 流域下水道に関する事。
- (3) 公共下水道に関する事。
- (4) 都市下水路に関する事。
- (5) 農業集落排水施設に関する事。
- (6) 浄化槽に関する事。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、生活排水処理施設に関する事。
- (8) 流域下水道事業特別会計の予算の編成及び執行並びに決算の調製に関する事。
- (9) 千曲川流域下水道建設事務所に関する事。

(水と土・郷づくりチーム)

第27条の7 水と土・郷づくりチームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 水・土・郷づくりに係る企画及び連絡調整に関する事。
- (2) 土地改良事業の基本調査及び計画に関する事(道路チームの所管に属する事項を除く。)
- (3) 土地改良区及び共同施行等の指導に関する事。
- (4) 土地改良施設維持管理適正化事業及び基幹水利施設技術管理強化特別指導事業に関する事。
- (5) 土地改良事業に係る財産の管理及び紛争に関する事(道路チームの所管に属する事項を除く。)
- (6) かんがい排水事業及び畑地帯総合土地改良事業に関する事。
- (7) ほ場整備事業及び土地改良総合整備事業に関する事。
- (8) 土地改良事業に係る換地計画、換地処分及び交換分合に関する事。
- (9) 農用地開発事業、農道整備事業(道路チームの所管に属する事項を除く。)及び中山間地域総合整備事業に関する事。
- (10) 農地及び農業用施設の災害復旧事業、農地防災事業並びに地すべり対策事業に関する事。
- (11) 土地改良事業の専門的指導及び技術基準に関する事。
- (12) 農村総合整備事業に関する事。
- (13) 国土調査に関する事。

(森林づくりチーム)

第27条の8 森林づくりチームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 森林づくりに係る企画及び連絡調整に関する事。
- (2) 保安林及び保安施設地区に関する事。
- (3) 林地の開発許可に関する事。
- (4) 治山及び林地荒廃防止施設に関する事。
- (5) 環境緑化に関する事。
- (6) 造林に関する事。
- (7) 森林国営保険に関する事。
- (8) 林野火災対策に関する事。
- (9) 森林病虫害の防除に関する事。
- (10) 森林計画に関する事。
- (11) 県有林に関する事。
- (12) 県行造林に関する事。
- (13) 森林土木事業の専門的指導及び技術基準に関する事。
- (14) 森林審議会の庶務に関する事。

第28条(見出しを含む。)中「産業政策課」を「産業政策チーム」に改め、同条第7号中「局及び他課」を「他チーム」に改め、同号を同条第15号とし、同条第6号中「及び中小企業調停審議会」を「中小企業調停審議会、観光振興審議会及び卸売市場審議会」に改め、同号を同条第14号とし、同号の前に次の7号を加える。

- (7) 観光の振興及び宣伝に関する事。
- (8) 旅行業、通訳案内業及び観光案内業に関する事。
- (9) 県産品の販路拡張に関する事。
- (10) レクリエーション施設の整備運営に関する事。
- (11) 卸売市場に関する事。

(12) 農畜産物のマーケティングに関すること。

(13) 地産地消に関すること。

第28条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 観光に係る企画及び調整に関すること。

第28条の2(見出しを含む。)中「ビジネス誘発課」を「ビジネス誘発チーム」に改める。

第29条(見出しを含む。)中「産業技術支援課」を「産業技術支援チーム」に改める。

第30条(見出しを含む。)中「雇用・人材育成課」を「雇用・人材育成チーム」に改める。

第30条の2及び第30条の3を削る。

第31条(見出しを含む。)中「農政課」を「農業政策チーム」に改め、同条第5号中「指導監督」の次に「(検査を除く。)」を加え、同条第12号中「農政部内の他課」を「農業生産振興チーム」に改め、同号を同条第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 木曾農林振興事務所に関すること。

第31条第11号中「の庶務」を「及び食と農業農村振興審議会の庶務」に改め、同号を同条第16号とし、同条第10号の次に次の5号を加える。

(11) 農業の担い手の確保及び育成に関すること。

(12) 農村における男女共同参画の促進に関すること。

(13) 農業の経営構造対策に関すること。

(14) 中山間地域における農業生産の確保に関すること。

(15) 農業経営基盤の強化の促進に関すること。

第33条(見出しを含む。)中「農業技術課」を「農業生産振興チーム」に改め、同条第11号中「及び南信農業試験場」を「、南信農業試験場及び水産試験場」に改め、同号を同条第16号とし、同号の前に次の4号を加える。

(12) 水田農業経営に関すること。

(13) 環境保全型農業の推進に関すること。

(14) 家畜商及び家畜市場に関すること。

(15) 内水面漁場管理委員会の庶務に関すること。

第33条第10号中「及び肥料」を削り、同号を同条第11号とし、同条第9号中「に関すること」を「及び肥料に関すること(取締りに関することを除く。)」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号を同条第9号とし、同条第3号から第7号までを削り、同条第2号を同条第8号とし、同条第1号を同条第7号とし、同号の前に次の6号を加える。

(1) 農畜産物の生産の振興に関すること。

(2) きこのこの生産の振興に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) 主要農作物の種子に関すること。

(4) 種苗に関すること。

(5) 農産加工に関すること。

(6) 水産業に関すること。

第34条から第38条までを次のように改める。

第34条から第38条まで 削除

第39条(見出しを含む。)中「林政課」を「林業振興チーム」に改め、同条第2号中「に関する企画」を「に係る企画」に、「及び統計」を「、統計及び連絡調整」に改め、同条第4号から第6号までを次のように改める。

(4) 林業労働に関すること。

(5) 林業構造改善に関すること。

(6) 森林組合の指導監督に関すること。

第39条第7号中「林務部内の他課」を「信州の木利用推進チーム」に改め、同号を同条第14号とし、同条第6号の次に次の7号を加える。

(7) 林業金融に関すること。

(8) 入会林野等に関すること。

(9) 林道その他林産物の搬出施設に関すること(道路チームの所管に属する事項を除く。)

(10) 林業の経営指導に関すること。

(11) 特用林産物に関すること。

(12) 林業技術の改良普及に関すること。

(13) 林業大学校及び林業総合センターに関すること。

第40条及び第41条を次のように改める。

第40条及び第41条 削除

第42条(見出しを含む。)中「信州の木利用推進課」を「信州の木利用推進チーム」に改める。

第43条の見出し及び同条第1項中「監理課」を「県土活用支援チーム」に改め、同項第9号中「他課」を「他チーム」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号中「砂防事務所」を「コモンズ・砂防センター」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号を同項第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

(7) 土木事業の専門的指導及び技術基準に関すること。

(8) 公共事業の入札及び契約に関すること。

第43条第1項第6号を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 土木事業に係る企画及び調整に関すること。

第43条第2項を次のように改める。

2 県土活用支援チームに、建設産業の構造改革支援に関する事務をつかさどらせるため、建設産業総合支援センターを付置する。

第44条(見出しを含む。)中「都市計画課」を「都市計画チーム」に改める。

第45条(見出しを含む。)中「道路維持課」を「道路チーム」に改め、同条第6号を同条第9号とし、同条第5号の次に次の3号を加える。

(6) 道路(幹線として位置付ける農道及び林道を含む。次号において同じ。)の建設に係る調査及び計画に関すること。

(7) 道路の新設及び改良に関すること。

(8) 踏切道の除却に関すること。

第45条に次の2号を加える。

(10) 地方道路公社に関すること。

(11) 高規格幹線道路及び北陸新幹線鉄道の建設に関連する事項に関すること。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

第47条(見出しを含む。)中「河川課」を「河川チーム」に改める。

第48条(見出しを含む。)中「砂防課」を「砂防チーム」に改め、同条第2号中「及び急傾斜地の崩壊」を「、急傾斜地の崩壊及びなだれ」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 土砂災害警戒情報に関すること。

第51条の2の見出し及び同条第1項中「建築管理課」を「建築ま

ちづくりチーム」に改め、同項第16号中「他課」を「他チーム」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「建築管理課」を「建築まちづくりチーム」に改め、同項を同条第2項とする。

第51条の3(見出しを含む。)中「住宅課」を「住宅チーム」に改める。

第51条の4(見出しを含む。)中「施設課」を「建築技術チーム」に改める。

第51条の5(見出しを含む。)中「秘書広報チーム」を「秘書チーム」に改め、同条第5号及び第6号を削り、同条第7号を同条第5号とする。

第51条の6を削る。

第51条の7第1号中「知事特命事項に係る連絡調整」を「重要施策の推進」に改め、同条第2号中「県境を越えた広域にわたる重要施策の調整」を「全国知事会その他の知事会」に改め、同条を第51条の6とする。

第51条の8を削り、第51条の9を第51条の7とし、第51条の10から第51条の13までを2条ずつ繰り上げ、第2章第1節第1款第10目の2中同条の次に次の1条を加える。

(信州広報・ブランド室)

第51条の12 信州広報・ブランド室は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県政の広報に関する事。
- (2) 報道機関との連絡に関する事。
- (3) 信州ブランドの推進に関する事。

第2章第1節第1款第10目の3の目名を次のように改める。

第10目の3 危機管理局

第2章第1節第1款第10目の3中第51条の14の前に次の1条を加える。

(消防チーム)

第51条の13 消防チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 危機管理局の人事、予算の編成及び執行その他庶務に関する事。
- (2) 消防に関する事。
- (3) 危険物に関する事。
- (4) 防災行政無線に関する事。
- (5) 消防学校及び消防防災航空センターに関する事。
- (6) 危機管理防災チームの所管に属さない事。

第51条の14の見出し及び同条第1項中「危機管理・消防防災課」を「危機管理防災チーム」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号を削り、同項第8号を同項第5号とし、同項第9号及び同条第2項を削る。

第51条の15(見出しを含む。)中「ユマニテ・人間尊重課」を「ユマニテ・人間尊重チーム」に改め、同条第8号中「他課」を「他チーム」に改める。

第51条の18(見出しを含む。)中「交通政策課」を「交通政策チーム」に改め、第2章第1節第1款第11目中同条を第51条の21とし、同条の次に次の2条を加える。

(国際チーム)

第51条の22 国際チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際交流及び国際協力の企画、連絡調整及び推進に関する事。
- (2) 多文化共生社会づくりの推進に関する施策の企画及び連絡調

整に関する事(国際関係に関する事に限る。))。

(3) 一般旅券の発給に関する事。

(4) 前3号に掲げるもののほか、国際関係に関する事(他の所管に属するものを除く。))。

(NPO推進チーム)

第51条の23 NPO推進チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) ボランティア活動及びNPO活動の推進に関する事。
- (2) 特定非営利活動法人に関する事。

第51条の21の前に次の2条を加える。

(コモンズ政策チーム)

第51条の19 コモンズ政策チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) コモンズ及び地域の自律に関する政策の推進に関する事。
- (2) コミュニティの振興に関する事。
- (3) 総合計画審議会(国土の利用及び土地利用並びに土地収用に関する事項を審議する場合を除く。)の庶務に関する事。

(土地・景観チーム)

第51条の20 土地・景観チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 土地利用に係る施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 土地取引の規制に関する事。
- (3) 公有地取得の調整に関する事。
- (4) 土地の価格に関する事。
- (5) 不動産鑑定業に関する事。
- (6) 土地開発公社の指導監督に関する事。
- (7) 土地収用に関する事。
- (8) 景観の育成に関する事。
- (9) 屋外広告物に関する事。
- (10) 総合計画審議会(国土の利用及び土地利用並びに土地収用に関する事項を審議する場合に限る。)、土地利用審査会、収用委員会及び景観審議会の庶務に関する事。

第51条の17を削る。

第51条の16(見出しを含む。)中「政策評価課」を「政策評価チーム」に改め、同条第3号及び第4号を削り、同条を第51条の18とし、第51条の15の次に次の2条を加える。

(信州コールセンターチーム)

第51条の16 信州コールセンターチームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県政の広聴に関する事。
- (2) 受付案内に関する事。

(チームER)

第51条の17 チームERは、県政の喫緊の課題の総合的な調整に関する事務をつかさどる。

第52条に次の1号を加える。

- (6) 農業協同組合その他農業団体の検査に関する事。

第53条中「会計課及び検査課」を「会計チーム及び検査チーム」に改める。

第54条(見出しを含む。)中「会計課」を「会計チーム」に改め、同条に次の1号を加える。

- (18) 会計センターに関する事。

第55条の見出し及び同条第1項中「検査課」を「検査チーム」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 農業協同組合その他農業団体の検査に関すること。

第55条第2項を削る。

第56条第1項第39号を同項第40号とし、同項第17号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、同項第16号中「長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例」を「長野県立総合リハビリテーションセンター条例」に、「よる長野県身体障害者リハビリテーションセンター」を「よる長野県立総合リハビリテーションセンター」に改め、同号を同項第17号とし、同項第5号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 消防組織法第18条の3の規定による長野県消防防災航空センター

第56条第2項第26号を削り、同項第25号を同項第27号とし、同項第13号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、同項第15号の前に次の1号を加える。

(14) 長野県木曾農林振興事務所

第56条第2項第12号を同項第13号とし、同項第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 長野県諏訪湖事務所

第56条第2項に次の2号を加える。

(28) コモンズ・砂防センター

(29) 会計センター

第67条第4項中「課を」を「チームを」に改め、同項の表中「課の」を「チームの」に、

総務課	を	総務チーム	に改める。
教務課		教務チーム	
学生指導課		学生指導チーム	
進路指導課		進路指導チーム	

第75条第4号中「消防」を「危機管理、消防」に改め、同条第8号中「こと」を「こと(長野県木曾地方事務所を除く。)」に改め、同条第10号中「農地、開拓及び」を削り、同条第11号中「こと」を「こと(長野県木曾地方事務所を除く。)」に改め、同条第12号中「住宅」を「土地利用、住宅」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方事務所に、中小企業の労働相談に応ずるため、中小企業労働相談所を付置する。

第77条第1項及び第2項を次のように改める。

地方事務所に、その事務を分掌させるため、地域政策チーム、地域福祉チーム、環境森林チーム(長野県木曾地方事務所を除く。)、県税チーム、農業自律チーム(長野県木曾地方事務所を除く。))及び産業労働チームを置く。

2 前項に規定するもののほか、長野県木曾地方事務所に環境チームを置く。

第77条第3項中「総務課」を「地域政策チーム」に改め、同項第10号中「他課」を「他チーム」に改め、同号を同項第29号とし、同号の前に次の6号を加える。

(23) 県営住宅等の管理及び改善に関すること。

(24) 建築物の確認及び取締り並びに建築に係る指導に関すること。

(25) 福祉のまちづくりに関すること(建築物及び路外駐車場に関するに限る。))。

(26) 住宅金融公庫の業務に係る受託事務に関すること。

(27) 景観の育成及び屋外広告物に関すること。

(28) その他土地利用、住宅及び建築に関すること。

第77条第3項第9号を削り、同項第8号を同項第22号とし、同項第7号を同項第21号とし、同項第6号の次に次の14号を加える。

(7) 交通政策に関すること。

(8) 人権尊重に関する施策に関すること。

(9) 男女共同参画社会づくりの促進に関すること。

(10) 消費者行政に関すること。

(11) 消費生活協同組合に関すること。

(12) 芸術及び文化に関すること。

(13) 交通安全に関すること。

(14) ボランティア活動及びNPO活動の推進に関すること。

(15) 特定非営利活動法人に関すること。

(16) 国際交流、国際協力及び多文化共生社会づくりの推進(国際関係に関することに限る。))に関すること。

(17) 一般旅券の発給に関すること。

(18) 危機管理に関すること。

(19) 消防及び防災に関すること。

(20) 災害救助に関すること。

第77条第4項を次のように改める。

4 地域政策チームに、その事務を分掌させるため土地利用・建築室を置き、その分掌事務は、前項第21号から第28号までに掲げる事務とする。

第77条第5項及び第6項を削り、同条第7項中「厚生課」を「地域福祉チーム」に改め、同項第17号及び第18号を削り、同項第19号を同項第17号とし、同項を同条第5項とし、同条第8項及び第9項を削り、同条第10項中「林務課」を「環境森林チーム」に改め、同項第15号を同項第25号とし、同項第14号を同項第24号とし、同項第13号を同項第23号とし、同項第12号を削り、同項第11号を同項第22号とし、同項第6号から第10号までを11号ずつ繰り上げ、同項第17号の前に次の1号を加える。

(16) 野生鳥獣の被害防止対策に関すること。

第77条第10項第5号を同項第15号とし、同項第1号から第4号までを10号ずつ繰り下げ、同項第11号の前に次の10号を加える。

(1) 環境の保全に関すること。

(2) 水道に関すること。

(3) 農業集落排水施設に関すること。

(4) 浄化槽に関すること。

(5) 廃棄物に関すること。

(6) 土地改良事業に関すること(建設事務所の所管に属するものを除く。))

(7) 農業構造改善及び農山村整備に関すること(土地基盤に係る計画審査、指導及び確認調査に限る。))。

(8) 土地改良区等の指導に関すること。

(9) 土地改良財産に関すること。

(10) 国土調査に関すること。

第77条第10項に次の1号を加える。

(26) 林野火災対策に関すること。

第77条第10項を同条第6項とし、同項の次に次の3項を加える。

7 県税チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 県税及び県税に係る付帯債権の賦課に関すること。

(2) 県税及び県税に係る付帯債権の徴収及び滞納処分に関すること。

(3) 都道府県税及び都道府県税に係る付帯債権の徴収受託及び徴

収嘱託に関すること。

(4) 軽油引取税に係る免許証に押印する交付印に関すること。
8 長野県松本地方事務所及び長野県長野地方事務所の県税チームに、自動車税及び自動車取得税の収納に関する事務をつかさどらせるため、自動車税分室を置く。

9 農業自律チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 農業委員会、農業協同組合その他農業団体の指導監督に関すること。
- (2) 農業（水産業を含む。）金融に関すること。
- (3) 農畜産物の生産の振興に関すること。
- (4) 農業の経営構造対策及び中山間地域における農業生産の確保に関すること。
- (5) 環境保全型農業の推進に関すること。
- (6) 農業経営基盤の強化の促進に関すること。
- (7) 主要農作物の種子に関すること。
- (8) きのこの生産の振興に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (9) 農産加工及び水産業に関すること。
- (10) 農地関係の調整に関すること。

(11) 国有農地並びに開拓財産の取得、管理及び処分に関すること。
第77条第11項中「商工雇用建築課」を「産業労働チーム」に改め、

同項第12号から第14号までを次のように改める。

- (12) 卸売市場に関すること。
- (13) 農畜産物のマーケティングに関すること。
- (14) 地産地消に関すること。

第77条第11項第15号から第17号までを削り、同項を同条第10項とし、同条第12項中「商工雇用課は、前項第1号から第11号」を「環境チームは、第6項第1号から第10号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項を削る。

第2章第2節第9款の次に次の1款を加える。

第9款の2 消防防災航空センター

（業務）

第79条の2 長野県消防防災航空センターは、消防組織法第18条の3第3項の規定による市町村の消防の支援のため、消防防災ヘリコプターの管理運用に関する事務を行うところとする。

（位置）

第79条の3 長野県消防防災航空センターの位置は、松本市とする。

第84条の2第1項中「総務課、家庭指導課及び相談判定課」を「総務チーム、家庭指導チーム及び相談判定チーム」に改め、同条第2項中「総務課」を「総務チーム」に改め、同項第2号中「他課」を「他チーム」に改め、同条第3項中「家庭指導課」を「家庭指導チーム」に改め、同条第4項中「相談判定課」を「相談判定チーム」に改める。

第89条第2項第2号及び第3項中「教務部」を「育成部」に改める。

第104条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、長野県男女共同参画センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項の配偶者暴力相談支援センターの業務（同項第2号及び第3号に掲げる業務を除く。）を行う。

第2章第2節第21款の款名を次のように改める。

第21款 県立総合リハビリテーションセンター

第108条第1項中「長野県身体障害者リハビリテーションセンター

は長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例」を「長野県立総合リハビリテーションセンターは、長野県立総合リハビリテーションセンター条例」に改め、同項第3号中「更生」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する自立支援医療その他の更生」に改め、同条第2項中「長野県身体障害者リハビリテーションセンター」を「長野県立総合リハビリテーションセンター」に改める。

第109条中「長野県身体障害者リハビリテーションセンターの」を「長野県立総合リハビリテーションセンターの」に、「長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例」を「長野県立総合リハビリテーションセンター条例」に改める。

第110条第1項中「長野県身体障害者リハビリテーションセンター」を「長野県立総合リハビリテーションセンター」に改め、同条第7項中「、課」を「、チーム」に改め、同項の表中

総務課	を	総務チーム	に改める。
栄養課		栄養チーム	
生活支援課		生活支援チーム	
訓練課		訓練チーム	

第111条の7の見出しを「（聴覚障害者情報センター）」に改め、同条中「長野県聴覚障害者ライブラリー」を「長野県聴覚障害者情報センター」に改める。

第115条第2項を削る。

第116条中「別表第9の」を「別表第9の第1欄、第2欄及び第3欄に掲げる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 労政事務所は、別表第9の第4欄に掲げる地方事務所に付置する。

第117条第1項中「長野県南信労政事務所に」を「労政事務所に」に、「次の表の」を「別表第9の2の第1欄、第2欄及び第3欄に掲げる」に改め、同項の表を削り、同条に次の1項を加える。

3 分室は、別表第9の2の第4欄に掲げる地方事務所に付置する。

第124条第1項中「管理課及び訓練課」を「管理チーム及び訓練チーム」に改め、同条第2項中「管理課」を「管理チーム」に改め、同項第5号中「校内の他課」を「訓練チーム」に改め、同条第3項中「訓練課」を「訓練チーム」改める。

第130条第1項を次のように改める。

保健所に、その事務を分掌させるため、総務チーム、健康づくりチーム、食の安全・生活衛生チーム及び検査チーム（長野県佐久保健所、長野県伊那保健所、長野県木曾保健所、長野県大町保健所及び長野県北信保健所を除く。）を置く。

第130条第2項中「総務課」を「総務チーム」に改め、同項第10号中「他課」を「他チーム」に改め、同条第3項中「保健予防課」を「健康づくりチーム」に改め、同項第10号中「第6項第1号」を「第5項第1号」に、「長野県木曾保健所及び長野県大町保健所」を「長野県伊那保健所、長野県木曾保健所、長野県大町保健所及び長野県北信保健所」改め、同条第4項中「生活衛生課」を「食の安全・生活衛生チーム」に改め、同項第6号から第8号までを削り、同項第5号を同項第10号とし、同項第4号を同項第9号とし、同号の前に次の8号を加える。

- (1) 食品衛生に関すること。
- (2) 農業及び肥料の取締りに関すること。